

# 第3章

## 緑豊かなまちづくりの方向性

---

- 1 緑の将来像
- 2 緑の配置方針
- 3 緑の将来像図
- 4 緑の基本方針
- 5 都市公園の整備及び管理の方針
- 6 グリーンインフラの推進に関する方針
- 7 目標指標

# 第3章 緑豊かなまちづくりの方向性

## 1 緑の将来像

<緑の将来像>

### まちと緑と つながるしあわせ かかみがはら

本市は、各務原アルプスの緩やかな丘陵地帯や雄大な木曾川など、長い歴史の中で形成された豊かな自然に囲まれています。また、市民公園や学びの森をはじめとする都市公園や街路樹など、行政主導で「公園の中にまちがある」ような空間を目指し、創出された身近な緑は、市民の憩いの場として親しまれています。今、私たちはこの緑に囲まれた居心地の良い空間で生活しています。

市民満足度調査（令和7（2025）年度）では、「自然と調和した緑豊かで美しいまちなみが整っている」と7割以上の市民から評価いただいております。これまでの本市の緑化施策がまちの魅力を高めているものと考えています。

また、令和7（2025）年度からスタートした総合計画では、全分野共通の方針として「つながりづくり」を掲げています。まちと豊かな自然とのつながり、緑と市民とのつながりなど、これまで保全・創出・活用してきた豊かな緑は、人とのつながりなくしては、次世代に継承していくことはできません。多くの市民が緑の良さを再認識し、緑が有する多様な機能を重要な社会基盤（グリーンインフラ）としてまちづくりに取り入れ、積極的に関わっていくことが必要です。

「各務原市緑の基本計画」では、新たな時代を見据え、緑量の確保や日常の維持管理だけでなく、魅力的な緑のあるべき姿や、その関わり方を官民が共有し、緑に関わる多様な主体と連携し、緑豊かなまちづくりを目指します。

#### 各務原市にどのようなイメージをお持ちですか？

キーワード  
(18歳以上)

- ・自然が豊か、公園が多い、緑豊か
- ・住みやすい、子育てしやすい、交通の便が良い
- ・自衛隊、飛行機
- ・田舎
- ・便利



主な意見  
(18歳以上)

- ・緑や公園、川もあり自然が豊か
- ・公園が多く子育てや生活がしやすいイメージ
- ・自衛隊の飛行機がかなりうるさい
- ・都会でも田舎でもなく、落ちついた場所
- ・鉄道や高速がありアクセスしやすい



キーワード  
(中学生)

- ・自然豊か、緑が多い
- ・にんじん
- ・住みやすい
- ・飛行機



主な意見  
(中学生)










- ・自然が豊かで緑が多いまち
- ・にんじんが有名
- ・都会に近い田舎
- ・自然がたくさんあってのどかで住みやすい
- ・飛行機の産業や工業が発展しているまち



(出典：令和7年度市民満足度調査)

## 2 緑の配置方針

本市における特徴ある「緑の拠点」や樹林地などを保全しながら、緑の骨格を形成している道路や河川の緑の充実を図ることで、各拠点や各エリアが連携し、緑の将来像の実現を目指します。そのために、緑の配置方針を設定します。

区分	名称	凡例	配置の方針
緑の骨格	水と緑のネットワーク		木曽川や大安寺川の水辺環境、新境川の百十郎桜など、水と緑の連続性が確保されており、今後も保全・活用が求められる軸を「水と緑のネットワーク」として位置づけます。
	主な樹林地		北部の緩やかな丘陵地や、三井山などの独立峰の緑豊かな樹林地のこと。
	河川・ため池等の水辺		木曽川や新境川などの市内を流れる河川や、芋ヶ瀬池などの市内に点在するため池のこと。
緑のエリア	緑の活用エリア		都市公園や街路樹等の緑が配置されている市街地について、既存ストックとしての緑の機能を最大限活かすため、適正な維持管理や活用を行うことで、にぎわいの創出や良好な住環境の保全を図る「緑の活用エリア」として位置づけます。（市街化区域）
	緑の保全エリア		市街地縁辺部の樹林地や農地、河川沿いの水辺環境は、市の骨格となる良好な自然環境を形成していることから、引き続き保全していく「緑の保全エリア」として位置づけます。（市街化調整区域）（保全配慮地区）
	まちなかグリーンインフラ推進エリア		市全域においてグリーンインフラの取組を推進します。特に、立地適正化計画と連動し、居住誘導区域においては、緑の多様な機能が良好な住環境の形成と治水対策等に資するため、より積極的に推進していく「まちなかグリーンインフラ推進エリア」として位置づけます。（居住誘導区域）（緑化重点地区）
緑の拠点	賑わいと交流の拠点		近隣・地区・総合公園や国営公園など、広大な緑を有する公園や市を代表する主な公園は、市内外から多くの人が訪れ親しまれる場であることから、これらを「賑わいと交流の拠点」として位置づけます。
	レクリエーション拠点		陸上競技場などを有する総合運動公園や川島町総合スポーツ公園は、レクリエーションの場として市民に活用されていることから、これらを「レクリエーション拠点」として位置づけます。
	歴史・文化の拠点		炉畑遺跡公園や新加納陣屋公園など、歴史的な資源と一体となった緑は、本市の歴史や景観を継承する環境を形成していることから、「歴史・文化の拠点」として位置づけます。

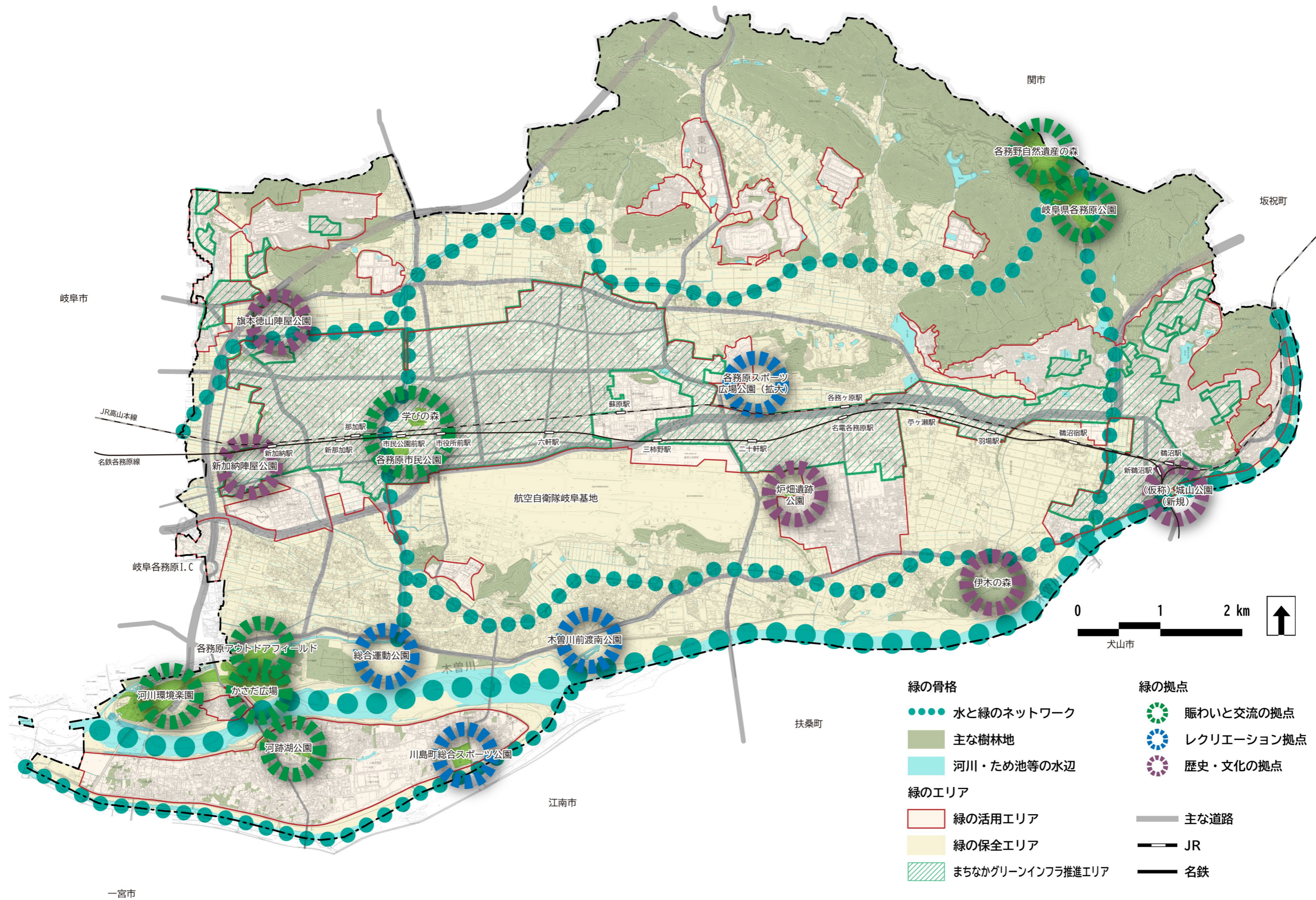


図 3-1 緑の配置方針図

### 3 緑の将来像図

本市の北部には、緩やかな丘陵地帯(森)の緑が広がり、南部には木曽川が流れ、市街地を桜並木とともに河川が流れる水と緑のネットワークを形成しています。また、鉄道沿線に広がる市街地には、多くの公園や民有地緑化など、まちの緑がみられます。さらに、市内には、市民公園・学びの森や河川環境楽園、各務野自然遺産の森など多くの人々が訪れる緑の拠点が点在しています。

今後、市民・事業者・各種団体・行政等が共通の認識を持って緑豊かなまちづくりを進めていくことができるように本市の緑のあるべき姿を「緑の将来像図」として示しました。

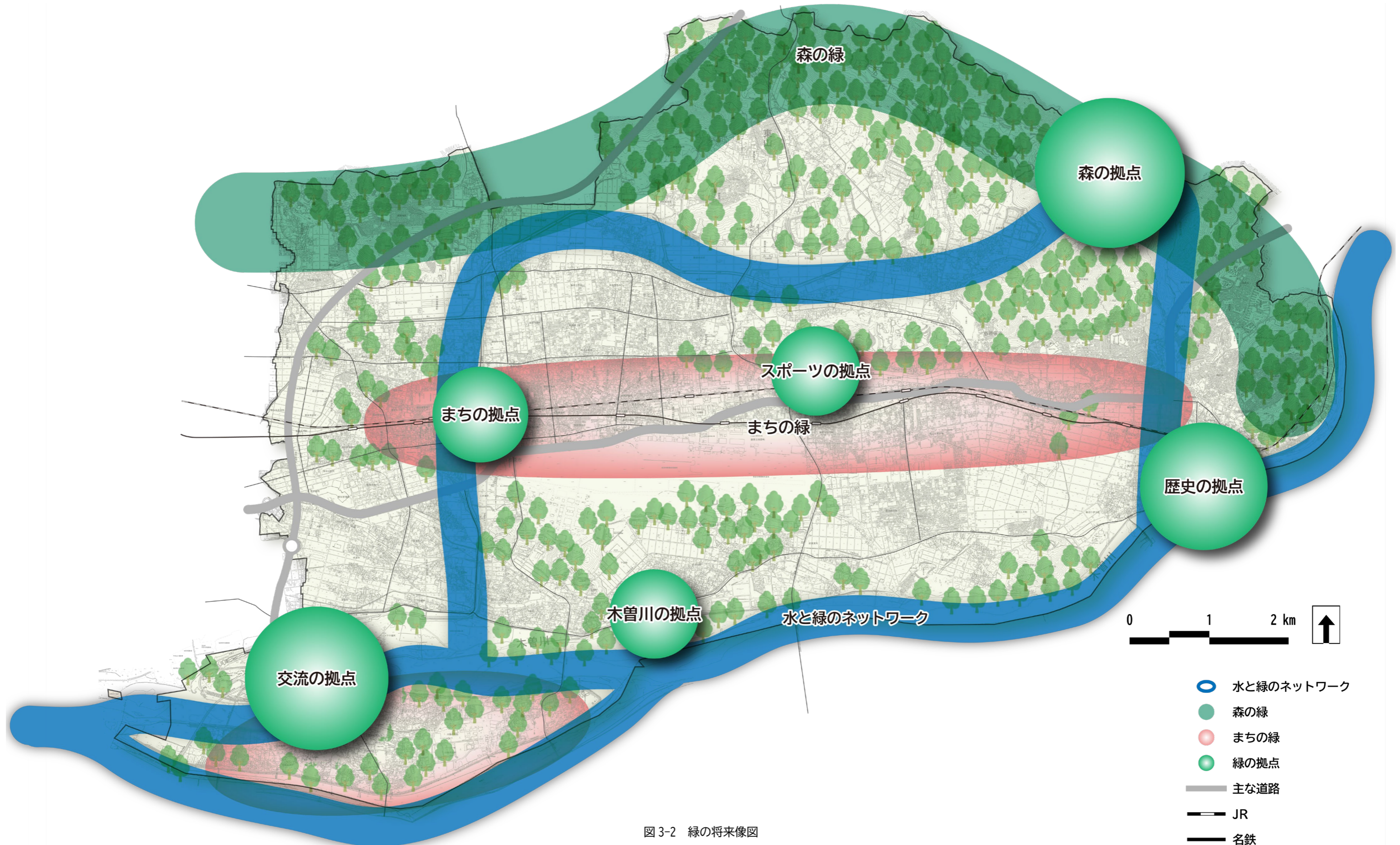


図 3-2 緑の将来像図

## 4 緑の基本方針

第2章で整理した課題や近年の社会動向、市民意識等を踏まえ、緑の将来像を実現するため、4つの基本方針を以下のとおり設定します。

また、これらの基本方針に基づき、グリーンインフラの概念を踏まえ、緑が持つ多様な機能を活用し、様々な取組を展開していきます。

### 基本方針Ⅰ

### 豊かな自然環境と美しい緑の風景を守る

保全

本市は、北部に各務原アルプスの緩やかな丘陵地帯が連なり、南部には雄大な木曾川が流れ、中央部の市街地を桜並木とともに河川が流れる美しい自然環境に恵まれています。また、岐阜大学跡地に整備された市民公園・学びの森は、まちなかの貴重な憩いの場として市民に利用されています。これらは、長い歴史の中で形成され、また、創出してきた大切な緑であるため、次世代へ良好な状態で継承するために市民や事業者、パークレンジャー等の多様な主体と連携して保全していきます。



各務野自然遺産の森と各務原アルプス



新境川百十郎桜



木曾川を挟み犬山城に対峙する伊木山

### 基本方針Ⅱ

### 快適な暮らしを支える緑を創り育てる

創出

本市は東西の「都市拠点」やそれらを東西に結ぶ鉄道沿線に市街地が形成され、快適な市民生活の実現に向けて、都市公園や街路樹等のまちなかの緑が配置されています。

また、公共・民間施設では敷地内への緑化が進んでいるほか、住宅の庭先にも植栽を見ることができます。こうした連続性のある緑に囲まれた居心地の良さを感じられる良好な緑空間を創り育ててきました。

しかし、公園施設の老朽化、街路樹の倒木の危険性、立地適正化計画で定めた居住誘導区域内においても身近な公園が不足している地域が存在するなどの課題もあります。また、市民アンケートでは、安全に遊べることやボール遊びができるなどのニーズに対応した公園が求められています。

これらの背景を踏まえ、地域ニーズに対応した緑の整備、さらには緑が持つ多様な機能を活用するグリーンインフラの概念を積極的に取り入れた取組を推進します。



街路樹(岐阜鵜沼線)



民有地の庭先緑化



浸透機能を配置した植栽帯(蘇原駅前広場)

基本方針Ⅲ

賑わいと交流を生み出す緑を活用する

活用

まちなかにある公園などのオープンスペースは、レクリエーション活動や自治会行事、防災訓練など地域コミュニティの場として活用されています。また、市民公園や学びの森は、週末に様々なイベントが開催され、市内外から多くの人々が訪れ交流し、賑わいをみせています。さらに、学びの森や木曽川前渡南公園では、Park-PFI制度により民間活力を導入して特徴ある公園整備を行いました。

今後は、民間活力の導入に加え、身近な公園について、画一的ではない地域ごとのルールづくりを支援し柔軟な使い方により、賑わいと交流を生み出す緑を活用していきます。



学びの森 (KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE)



木曽川前渡南公園 (Kakamigahara わたしの PARK)

基本方針Ⅳ

緑豊かなまちづくりを支える担い手を育成支援する

担い手  
育成

少子高齢化の進行、価値観の多様化、コミュニティの希薄化などに伴い、地域活動への参加者は減少し、自治会活動と同様に地域に委託している公園の日常管理も難しいという声が聞かれます。緑に関わる活動を担っている市民活動団体（パークレンジャー）においても、活動の縮小を余儀なくされている状況です。

本市の豊かな自然やまちの緑は、行政だけでは次世代に継承していくことができません。行政や市民、事業者、パークレンジャー等の多様な主体が連携していく必要があるため、人材育成や活動支援、意識啓発など緑の担い手を育成支援していきます。



木曽川遊歩道の清掃活動



身近な公園の清掃活動



公園の緑化活動

総合計画の将来都市像と緑の基本計画における将来像及び基本方針の関係を、下図の通り示します。



図3-3 緑の将来像と基本方針の関係

## 5 都市公園の整備及び管理の方針

都市の重要なオープンスペースである都市公園については、平成29（2017）年の都市緑地法改正により、緑の基本計画の法定記載事項として、従来の「整備の方針」に「管理の方針」が追加されました。

### （1）都市公園の整備の方針

都市公園は、都市の環境保全、防災性の向上、都市景観の形成、憩いの場やレクリエーション活動の場など様々な役割を果たしています。これまで、緑の基本計画に基づく公園整備により、市民一人当たりの都市公園面積は17.26㎡/人となり、その量は充足してきました。

今後は、既存の公園を十分に活かすため、多様なニーズに対応した公園施設の充実やルールづくりを支援するなど、柔軟に使いこなす国の視点も踏まえ、画一的ではない、特色ある公園づくりを進めていきます。

また、その上で、人口減少など将来を見据えた立地適正化計画の集約型都市構造と連携し、現在の配置や誘致圏域、地域ニーズを考慮して、必要に応じて都市公園の機能再編・統廃合についても同時に進めていきます。

### （2）都市公園の管理の方針

これまで実施してきた①施設管理、②樹木管理、③日常管理、④官民連携による管理を、今後も計画的かつ効率的に継続していくことを基本とします。

#### ①施設管理

利用者の安全確保のため、法令で定める基準に基づき、公園施設の定期的な点検を実施します。また、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の修繕・更新を計画的に進めます。

#### ②樹木管理

公園利用者に緑陰を提供し、良好な景観を形成するため、樹木の適切な管理に努めます。

また、職員によるパトロール時の目視点検（葉やキノコの有無、傾斜など）に加え、樹木医による専門的な点検を実施し、必要に応じて、伐採や剪定を行い安全を確保します。

さらに、ドローンやAI診断、赤外線カメラなどDXを活用した新たな技術の導入も検討します。

#### ③日常管理

地域に身近な街区公園は、愛着を持って利用していただき、地域コミュニティ活動の活性化に繋げるため、今後も市民協働による管理を継続します。

#### ④官民連携による管理

公園管理の多様化に対応するため、指定管理者制度やPark-PFI制度など、公園の特性に合わせた官民連携手法を導入し、質の高いサービス提供と効率的・効果的な公園管理を目指します。



## 6 グリーンインフラの推進に関する方針

### (1) グリーンインフラの取組方針

グリーンインフラの取組は、短期間で終わるものではなく、将来に向かって続いていくものです。この取組を持続可能なものとするためには、行政・市民・事業者等といった緑に関わる多様な主体が連携し、自然環境が持つ多様な機能を活用した緑豊かなまちづくりを推進し、継続的に関わりを持って育てていくことが必要です。

本市において緑は、まちの魅力を高め、居心地の良い空間を形成するために必要なものと考えています。そのため、公園や街路樹、住宅の庭先など、今日に至るまで緑が暮らしやまちづくりに欠かすことのできないものとして大切に育て、その多様な機能を活用してきた歴史があり、長い時間をかけてグリーンインフラに取り組んできました。

今後も、「グリーンインフラ」と「グレーインフラ」を上手に組み合わせ、それぞれの利点を活かし、ハード・ソフト両面から、市内の様々な場所でグリーンインフラの取組を展開していくことで、まちの魅力を高めていくこととします。



## グリーンインフラ

自然と共に創る社会インフラ

図 3-4 グリーンインフラ推進ロゴマーク  
(出典：グリーンインフラ官民連携プラットフォーム HP)



つつじが丘南公園の芝生化



浸透機能を配置した駐車場（かかみがはら支援学校）



浸透機能を配置した新那加駅南口駅前広場



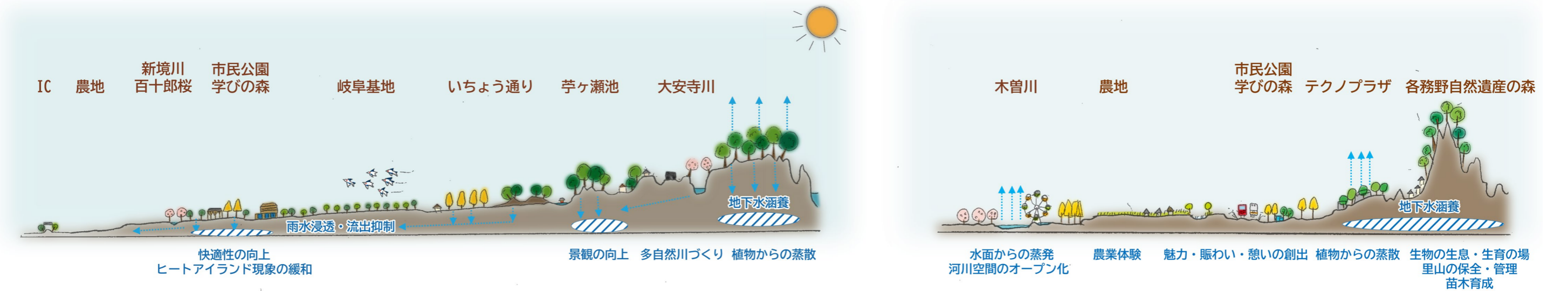
緑陰による快適な道路空間（いちよう通り）

(2) グリーンインフラの取組事例

グリーンインフラには様々な取組があります。ここでは、本市で想定されるグリーンインフラの取組事例を示します。特に、第3章の緑の配置方針で示した「まちなかグリーンインフラ推進エリア」（＝居住誘導区域）においては、緑の多様な機能が良好な住環境の形成と治水対策等に資するため、より積極的に取組を推進していきます。

市内（東西）

市内（南北）



対象エリア	河川	公園・広場	道路・駅前広場（街路樹）	農地・ため池	森林	住宅地	商業地・工業地
ハード施策 （例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイクリングロードの整備</li> <li>多自然川づくり</li> <li>河川空間のオープン化</li> <li>調整池の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽・芝生化</li> <li>浸透樹・浸透側溝・雨庭・花壇設置</li> <li>ニーズに応じた施設設置</li> <li>遊び場、交流の場の整備</li> <li>生物生息・生育環境の創出</li> <li>まちなかウォークアブル推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路空間の緑化（緑陰形成・景観創出）</li> <li>透水性舗装・浸透樹・浸透側溝</li> <li>植栽帯設置</li> <li>滞留空間の創出（ベンチ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地保全</li> <li>生産基盤の整備</li> <li>用水の上部利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>里山の保全・管理</li> <li>苗木育成</li> <li>生物生息・生育地の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物緑化（屋上・壁面・緑のカーテン）</li> <li>敷地緑化</li> <li>雨水流出抑制施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地緑化</li> <li>建物緑化（屋上・壁面・緑のカーテン）</li> <li>雨水流出抑制機能</li> <li>緑化駐車場</li> </ul>
ソフト施策 （例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイクリングロードの活用</li> <li>環境学習（生きもの調査）</li> <li>河川清掃</li> <li>百十郎桜の保全・育成</li> <li>水辺空間の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンインフラ機能の説明</li> <li>一時集結場所指定</li> <li>防災訓練の実施</li> <li>公園の利活用（イベント）</li> <li>自治会活動の利用</li> <li>市民協働による維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域性樹木の選定</li> <li>植栽帯の緑化</li> <li>歩行者利便増進道路（ほこみち）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民農園</li> <li>田んぼダム（水田貯留）</li> <li>農業体験</li> <li>低水位管理（ため池の治水利用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民による保全活動</li> <li>東海自然歩道の活用</li> <li>自然体験塾の講座</li> <li>樹木の再資源化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低未利用地活用</li> <li>雨水の再利用（雨水タンク・散水）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画届出</li> <li>開発指導</li> <li>景観・緑化の評価</li> </ul>
・学習機会の創出・情報発信・普及啓発							

図 3-5 グリーンインフラの取組事例

## 7 目標指標

緑の将来像の実現に向けて、施策の効果を測るため以下の4つの指標を設定します。

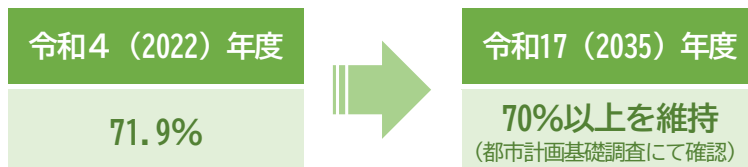
### 指標1 豊かな緑の保全

#### 【指標設定の考え方】

本市は、豊かな自然に囲まれています。公共事業や個別開発による農地転用などにより緑の量は減少傾向にあります。都市計画の計画的な土地利用と調整を図り、今後新たな土地利用が図られる場合においても、緑を全体で7割以上確保できるように努めます。（基本方針Ⅰ（保全）に対する指標）

#### 《市街化調整区域内の緑地面積の確保》

（市街化調整区域のうち都市計画基礎調査の土地利用現況調査において自然的土地利用（田・畑・山林・水面等）及び公共空地（公園・緑地、広場、運動場、墓園等）の合計面積が占める割合）



### 指標2 緑豊かなまちづくりに対する満足度の向上

#### 【指標設定の考え方】

この指標は、緑豊かなまちづくりの全般的な指標として設定するものです。

令和7（2025）年の市民満足度調査によると、緑豊かなまちづくりに対する満足度は7割以上となっています。今後、緑に関する取組により、緑の量・質、魅力を向上させることで、緑に対する満足度をより一層高めていくことを目指します。（基本方針Ⅱ（創出）に対する指標）

#### 《緑豊かなまちづくりに対する満足度》

（「自然と調和した緑豊かで美しいまちなみが整っている」と思う市民の割合）



## 指標3 身近な公園に対する満足度の向上

### 【指標設定の考え方】

地域ニーズに対応した近くに行きたいと思う魅力的な公園が配置されるように、公園施設の充実や適切な維持管理により「質」の向上を図ります。（基本方針Ⅲ（活用）に対する指標）

### 《身近な公園に対する満足度の向上》

（「近くに行きたいと思う公園がある」と思う市民の割合）



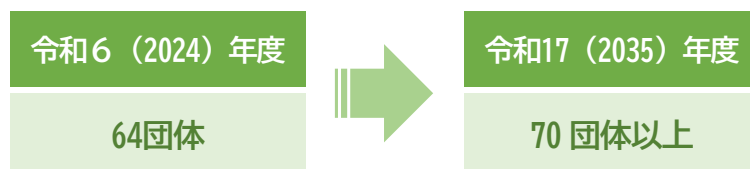
## 指標4 緑の担い手の確保

### 【指標設定の考え方】

人口減少・少子高齢化の進行により、緑の担い手が減少していく中で、市民や事業者、パークレンジャー等の多様な主体と連携して、緑の保全・緑化活動に取り組む必要があります。緑に関わる活動を担う市民活動団体（パークレンジャー）について、その団体数の増加を目指します。（基本方針Ⅳ（担い手育成）に対する指標）

### 《緑に関わる活動を担う市民活動団体数》

（市に登録しているパークレンジャーの団体数）



### 用語解説

- ・市民満足度調査：市民の市政に関する考えや意見等を把握し、総合計画の進捗管理等に活用することを目的として実施するもの。
- ・緑化重点地区：緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区。
- ・保全配慮地区：緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区。
- ・居住誘導区域：人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
- ・DX（デジタル・トランスフォーメーション）：「進化したデジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念。単なるデジタル化ではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の提供等を通して、制度や組織文化なども変革していくような取組を指す。